

平成29年2定 一般質問 開催状況

開催年月日 平成29年6月27日

質問者 民進党・道民連合 広田 まゆみ 議員

担当部課 総合政策部政策局総合教育推進室

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三)「森のようちえん」などいわゆる自然保育の制度化について</p> <p>1 自然保育の制度化検討の必要性について</p> <p>各県の森のようちえんを含む「自然保育」の制度化の状況を見ると、まず、長野県では、平成27年に、県民文化部次世代サポート課において、「信州型自然保育認定制度」を創設し、県が、公立・私立、幼稚園・保育園、認可・無認可の別なく、自然保育等を行う者が実践する自然保育を認定し、各園の保育者の自然保育研修交流会の開催や、自然体験活動専門指導者の派遣などを行っている。</p> <p>また、鳥取県では、同じく平成27年に、福祉保健部が所管となって、「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設し、1年を通して野外での保育を中心に行う幼稚園などを、「自然保育を行う園」として認証し、運営費や保育料の一部に対し支援を行うなどが進められ、人口減少対策や地方創生の目玉として、自然保育が明確に位置付けられ、実際に移住促進の実績も上がっている。</p> <p>知事も、新・北海道ビジョンのなかで、人口減少危機突破を掲げ、少子化の克服に向け、子育てをサポートする組織の立ち上げなど市町村や地域住民の方々によるさまざまなアイデアを活かした取組を支援することを、重点的に取り組む政策として上げられていると承知をしている。</p> <p>また、平成29年3月には、「自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化を感じ取り、好奇心や探究心を持って考え、言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念を持つようになることなど、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』が新たに示された幼稚園教育要領が示され、現在は、平成30年度の全面実施に向けて、北海道幼児教育研究協議会などにおいて、準備が進められていると承知している。</p> <p>早急に、北海道の総合教育会議の中に部会を設置するか、もしくは、すでに設置をされている北海道幼児教育研究協議会をより充実させるのか、いずれにしても、従来の厚労省、文科省などの縦割りを越えた幅広い枠組みのもとで、北海道型の自然保育、自然教育などの制度化などの検討に早急に着手すべきと考えるが、検討の必要性や、そのあり方について、知事、教育長の考え方をうかがう。</p>	<p>〔総合政策部長〕</p> <p>自然環境を活かした幼児期の教育についてであります。北海道が誇る豊かな自然などを活用した体験活動は子どもたちにとって有意義なものであり、幼児教育における大切な取組のひとつであると認識。</p> <p>道においては、これまで、本道における幼児教育の推進体制のあり方などについて、知事部局と道教委との間で協議を行ってきたところであり、今後とも、自然を活用した教育など、より質の高い幼児期の教育を提供することができるよう、幅広く検討してまいります。</p>

2 自然保育の検討の方向性について

また、今後の自然保育の制度化に向けた検討の方向性についてだが、私としては、この間、「外遊び」や「自然体験活動」など子どもの遊び環境の保障の重要性に関して、スウェーデンやフィンランドのほぼ1日の大半を外で過ごすプレスクールの実地調査や、こども環境学会での議論などもふまえ、さまざまにご提案を重ねてきたところ。

本来は、北海道が自然環境を活用した教育、人財育成に関してトップランナーであるべきと、私は思うが、長野県や、鳥取県に出来て、なぜ、北海道にはできないのか、忸怩たる思いが強いところである。

もちろん、他府県と比較すると、非常に、広域で、多様であることから、例えば、水産業や、農業が主体のまちもあるので、他の県のように、森のようちえんだけを、特別に支援することが難しいという状況も理解はするが、であるならば、基幹産業である第一次産業とのつながりが欠かせない北海道ならではの、子育て・教育のあり方検討を、より大きな枠組みで行い、海のようちえん、森のようちえん、畑のようちえんなど、それぞれの地域の特徴ある産業や気候風土に着目しつつ、なおかつ、全体として北海道の自然環境を活用した、子育て・教育のあり方などを、北海道モデルの自然保育、自然体験教育として、発信できるような定義づけなど検討がされることが望ましいと考える。

そのためには、新たに検討される総合教育大綱においても、北海道らしさというのも1つのテーマと承知をしているが、現在の状況は、非常に総花的と認識している。今後の総合教育会議の運営及び大綱の検討の方向性などについて、知事の所見をうかがう。

【再質問】

1 自然保育の制度化検討の必要性について

自然保育の制度化の検討に関して指摘をまじえ、再質問する。

長野県においては、知事のリーダーシップのもと、平成24年4月に信州の自然を活用した保育や幼児教育に関する情報収集を開始し、平成25年から「信州の自然環境を活用した子育て・教育のあり方研究会」を庁内に設置し、平成26年からは、「信州型自然保育検討委員会」を学識経験者のみならず、保育園、幼稚園、認可外保育施設などの多様な関係者を集め検討を重ね、自然保育の定義を「豊かな自然環境や多様な地域資源を活用した屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に保育や幼児教育に取り入れる活動」と定義し、平成27年に信州型自然保育認定制度の施行にいたった。

総合政策部長からは、「自然などを活用した体験活動は、幼児教育における大切な取り組みの1つ」であり、「自然を活用した教育など、より質の高い幼児期の教育を提

【知事】

大綱についてであります。新たに策定する大綱は、本道の教育行政の根本となる方針をお示しするものであり、めざす姿や、その実現に向けた「力強く生き抜く力を育む」など、5つの基本方針から構成される骨子案を、先日21日に開催した総合教育会議において協議したところ。

今後は、総合教育会議において教育委員会との議論を重ねるとともに、道議会でのご議論を踏まえ、さらには道民の皆様のご意見を幅広く伺いながら、大綱の策定に向け、検討を進めていく考え。

【知事】

自然環境を活かした幼児期の教育についてであります。子どもたちにとって、豊かな自然を活かした体験活動は、好奇心、表現力などを育むために有意義なものであり、私自身も、現場を見せていただいたことでもあります。大切な取組のひとつであると認識。

私としては、こうした自然体験活動に加え、生活・文化体験や社会体験など、子どもたちの生きる力の育成につながる多様な活動も大切であると考えており、平成27年度に幼児から高校までの一貫した教育の充実を検討するために設置した庁内連携チームを活用し、今後とも、本道の将来を担う子どもたちの教育のあり方について、検討を進めてまいります。

供することができるよう幅広く検討してまいりたい」と答弁いただいたが、北海道の子どもたちを取り巻く現状についての危機意識と、自然体験など遊び環境の保障の重要性について、認識不足ではないか。

札幌近郊のある幼稚園による調査だが、とくに、冬期間は、まったく外で遊ばないという子どもが40%にのぼることがわかっています。幼稚園や保育所で外遊びをしないかぎり、雪解けの時期なども加えれば、ほぼ半年、まったく、外で遊ばない、あるいは遊びづらい環境にある子どもが増えている。

おそらく、自然豊かな遊び環境に恵まれているイメージがある地方においてこそ、交通手段の問題などで、一旦、帰宅した後、外遊びは札幌近郊より困難な実態にあると想定され、北海道の未来にとって事態はより深刻ではないかと考える。

また、これはベネッセによる調査だが、今の日本の子どもたちの帰宅後の遊び相手は母親という回答が86%であり、子どもどうして遊ぶという回答は、20%程度にとどまっており、昔と状況は大きく変化している。

つまり、幼稚園や保育所、あるいは、学童保育やプレイパーク、あらゆる場で、子どもの遊び環境を保障しないかぎり、自然環境豊かだと言われているこの北海道こそが、日本で最も、子どもたちが、子どもたちどうして自由に外で遊ぶのが難しくなっている地域だと言えるかもしれない。

北海道の子どもたちの学力、体力が全国最低ランクであると指摘されて久しいが、体力と学力の相関関係は、すでに明らかになっている。野山や、大人の管理が及ばないしかしかつ安全な空間で、子どもたちが群れて遊ぶ環境をつくるのが、子どもたちの体力や、生きる力の源である自己肯定感などを向上させることも、現場の実践研究などですでに明らかになっている。

また、部長は、北海道の強みを活かすイノベーション人財の定義として、「様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢を持って、さまざまな分野で新たな価値の創造に取り組むことができる人材」とおっしゃったが、たとえば、1年の半分は外遊びをせずに家の中で過ごす、しかも8割の子どもが、帰宅後の遊び相手はお母さんという状況の中で、好奇心、探究心を有することが出来るだろうか。これは、子どもたちや母親のせいではない。学齢前の子どもたちの遊び環境を何らかの形で保障することが、もし道が本気でイノベーション人財の育成を行うのなら、避けて通れない課題だと思う。

あらためて、北海道ならではの自然保育や子どもたちの遊び環境保障などの制度化検討の必要性について、知事の認識をうかがう。

また、検討の枠組みについてですが、総合政策部長からは、「これまでも、本道における幼児教育の推進体制のあり方などについて、知事部局各課と道教委との間で協議を行ってきたところ」と答弁があったが、残念ながら機能していないのが現実ではないか。

自治体のこども政策として、自然保育や遊び環境の保障を推進するための広域自治体としての役割や、取り組みを議論するために、北海道全体のこども政策の特徴をつかもうとしても、まず、保育所、こども園、幼稚園、さらに、それぞれに公立、私立があり、所管や指針自体が別々で、全体像を把握しているところが、残念ながらない。

森のようちえん全国ネットワークの規定する定義によると、「森のようちえん」とは、自然体験活動を基軸とした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称である。

「森のようちえん」の「森」とは、いわゆる「森」だけではなく、海や川や野山、里山、畑、都市公園など、広義にとらえた自然体験をするフィールドをさし、また、「ようちえん」は、いわゆる幼稚園だけではなく、保育園、託児所、学童保育、自主保育、自然学校、育児サークル、子育てサロン・広場などが含まれるとされ、子どもたちに関わる非常に幅の広いものとなっている。

現在、教育研究協議会も設置されているのは承知をしているが、新たに、知事部局に検討の場を設けるべきと考えるが、見解をうかがう。